

2010年7月29日

 郵便事業株式会社
 郵便局株式会社

口蹄疫による被災地への救援対策（取扱期間の延長）

口蹄疫による被害につきまして、関係者の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川 洽次）では、口蹄疫の被災者に対する救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しているところですが、その取扱期間を延長します。

1 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は、次のとおりです。

- (1) 内容品及び取扱い
現金書留とする郵便物であり、現金書留以外の特殊取扱としないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (3) その他
 - ア 個人から差し出されたもの
 - イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含む。）及び郵便事業株式会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 送付先及び取扱期間

別紙のとおり

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電話：03-3504-9798 FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電話：03-3504-4127 FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]